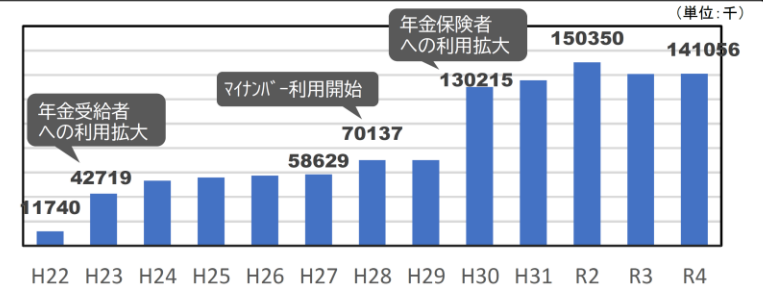


# 本人確認情報提供事務等を取り巻く状況

# 1 本人確認情報提供事務等を取り巻く状況

## I 本人確認情報提供件数の状況

- 令和4年度の情報提供件数は約14億件
- **情報提供事務の利用拡大やマイナンバーの利用開始**に伴い大幅な情報提供件数の増加
  - H23：年金受給権者の住所変更届・死亡届の省略化
  - H28：マイナンバーの利用開始（マイナンバーの初期突合や確認等）
  - H30：年金保険者の住所変更届等の省略化



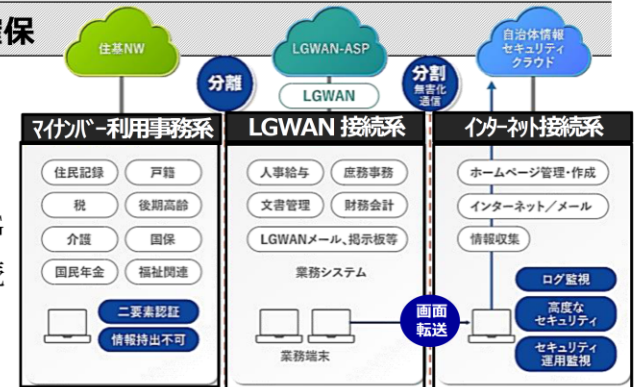
## II 人口減少社会を見据えたデジタル社会の推進等

### 利用範囲の拡大に伴う情報提供件数の増加

- **マイナンバーの利用シーン拡大 (R6. 5. 27改正法施行)**
  - 社会保障、税及び災害対策以外への利用拡大
  - 国家資格等（栄養士・保育士・介護支援専門員）への利用
  - 健康保険証や各種資格証（運転免許証他）との一体化
  - スマホ用電子証明書搭載サービス（Android・iPhone）等
- **住基ネット利用事務の拡大 (R6調査・R7改正予定)**
  - これまでの地方分権提案による個々の事務ごとの拡大方式を改め、分野横断的に一斉検討することが有効と判断
  - 内閣府・総務省が全省庁及び自治体にニーズ調査の実施予定
  - 年内に追加する事務の範囲をまとめ来年以降に制度改正

### 業務の効率性・利便性の確保

- **三層分離の廃止**
  - セキュリティ確保のための「三層分離」（マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系に分離）対策の廃止
- **柔軟な働き方への対応**
  - 育児制度拡充に伴う育児と仕事との両立期間の長期化や男性の育児参加の促進等に伴い、柔軟な働き方を志向する者が増加
  - 庁舎整備に伴う大胆なテレワークの実施



「本人確認情報提供件数・利用シーンの更なる拡大」と「様々な勤務場所・業務端末での個人情報取り扱い拡大」

本人確認情報等の利用提供のあり方、安全確保及び不服申立等に関する審議を重ねた万全な運用体制の確保

# 2 マイナンバー法等の一部改正法 (R6.5.27施行)

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

## 【改正のポイント】

### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。  
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
  - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限り）についても、マイナンバーの利用を可能とする。  
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
  - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。  
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
  - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
  - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
  - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
  - マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



### 6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。  
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。  
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

# 3 社会保障制度等以外における利用拡大

## 1. デジタル共通基盤構築の強化・加速 | ①デジタル完結の基盤となる取組（個人向け）

### マイナンバー制度の推進

法律に基づき、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においても、マイナンバーの利用の推進を図るとともに、2024年夏までに各事務におけるマイナンバー制度の利用可能性に関する網羅的な調査を実施。次期通常国会への法案提出を目指します。

また、マイナンバー情報総点検を踏まえて、マイナンバー法の特定個人情報の正確性の確保のための支援規定に基づき、紐付け実施機関に対する丁寧な支援を実施します。

### マイナンバーカードの普及と利活用の推進

円滑なカード取得のための申請環境および交付体制整備をさらに促進するとともに、スマートフォンから様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」の徹底と、日常生活で利用できるようにする「市民カード化」を推進。マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用普及も推進します。



### マイナンバーカードの普及と利活用推進のための具体的な取組

- |                           |               |                                |   |
|---------------------------|---------------|--------------------------------|---|
| a 健康保険証との一体化              | e 在留カードとの一体化  | i 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実          | m 「市民カード化」の推進                                       |
| b 救急業務の迅速化・円滑化            | f 障害者手帳との連携強化 | j 引越し手続のデジタル化のさらなる推進とデジタル完結の検討 | n 公金受取口座の活用推進                                       |
| c 健康・医療・介護分野におけるデジタル化への活用 | g 年金情報との連携強化  | k 死亡相続手続のデジタル完結                | o スマートフォンへの搭載など利便性の向上                               |
| d 運転免許証との一体化              | h 資格情報のデジタル化  | l 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討       | p 様々な民間ビジネスにおける利用の推進                                |
|                           |               |                                | q マイナポータルAPI <sup>*1</sup> の利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進 |

\*1：Application Programming Interfaceの略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組み。

# 4 国家資格等のデジタル化（住基連携）

## 国家資格等デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

### 実現イメージ

#### 施策1：オンライン申請等の実現

- マイナポータルや公的個人認証の活用による
- ①申請手続のデジタル化・オンライン化
  - ②厳格な本人確認 等の実現

#### 施策2：住基ネット・戸籍等との連携

- 住基ネット・戸籍との連携により
- ①添付書類の省略や死亡届、変更手続きの不要化
  - ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



①申請・照会

④通知・資格表示等

#### 施策3：資格情報提示等のデジタル化

- 自己情報取得API等の活用により、
- ①スマホ等に資格情報を表示
  - ②本人を介した資格情報の提供 等の実現

#### ★主な測定指標

KPI: 搭載資格数

KGI: オンライン申請割合/資格情報提供件数

#### オンライン申請

- (資格毎の各種申請)
- 資格登録申請
  - 登録事項変更申請
  - 登録抹消申請
  - 受験申請...etc

#### 各種お知らせ

- (資格毎の各種通知)
- 資格更新手続の案内
  - 申請不備通知...etc

#### 資格情報提供

- (資格情報提供)
- デジタル資格証の表示
  - 資格情報の提供...etc

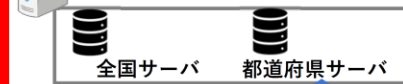
#### マイナポータル

法務省



戸籍情報連携システム

J-LIS



住基ネット

マイナンバー連携  
住所・死亡情報等の連携

都道府県等  
住基ネット  
照会用端末

②データ連携

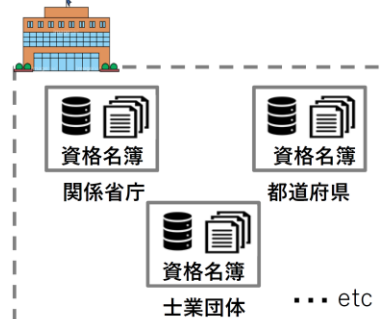
③データ連携

#### 資格・試験管理

- (資格・試験管理事務)
- 各種申請審査
  - 資格・試験名簿管理
  - 資格証等発行
  - 各種通知...etc



#### 国家資格等情報連携・活用システム



資格データ連携  
移行・統合・連携等

API連携



資格管理者等

【出典】国家資格等情報連携・活用システムの概要説明（デジタル庁資料）

# 4 国家資格等のデジタル化（住基連携）

税・社会保障等に係る32資格について、個人番号利用事務に指定し、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携実施（令和6年度からの順次サービス開始を目標）

資格名	名簿備付け機関	資格名	名簿備付け機関	資格名	名簿備付け機関
1 医師	厚労省	12 言語聴覚士	厚労省	23 介護福祉士	厚労省
2 歯科医師	厚労省	13 臨床検査技師	厚労省	24 社会福祉士	厚労省
3 薬剤師	厚労省	14 診療工学技士	厚労省	25 精神保健福祉士	厚労省
4 看護師	厚労省	15 診療放射線技師	厚労省	26 公認心理師	文科省・厚労省
5 准看護師	都道府県知事 ※関西広域連合 に移譲	16 歯科衛生士	厚労省	27 管理栄養士	厚労省
6 保健師	厚労省	17 歯科技工士	厚労省	28 <b>栄養士</b>	<b>都道府県知事</b>
7 助産師	厚労省	18 あん摩マッサージ指圧師	厚労省	29 <b>保育士</b>	<b>都道府県知事</b>
8 理学療法士	厚労省	19 はり師	厚労省	30 <b>介護支援専門員</b>	<b>都道府県知事</b>
9 作業療法士	厚労省	20 きゅう師	厚労省	31 社会保険労務士	社労士連合会
10 視能訓練士	厚労省	21 柔道整復師	厚労省	32 税理士	税理士会連合会
11 義肢装具士	厚労省	22 救命救急士	厚労省		

# 4 国家資格等のデジタル化（住基連携）

資格名	所管課	住基の 設置状況	名簿登録数 (R6.4) ※1	合格者数等 ※2		
				R3	R4	R5
栄養士	保健医療部 健康増進課	未設置	64,347	867	874	822
保育士	福祉部 こども政策課	未設置	85,474	2,552	2,869	2,482
介護支援専門員	保健医療部 高齢政策課	未設置	33,428	589	464	555

※1：介護支援専門員の人数は随時更新のためR6.6末時点

※2：栄養士は合格者数ではなく年度ごとの新規登録者数（免許発行数）

保育士は保育士試験の合格者数と指定保育士養成施設の卒業者数の合計

# 5 住基ネット利用事務の拡大（悉皆調査）

## 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大に関する調査について 資料4

- 管理番号30(豊田市)及び108(神戸市)の提案は、新たに住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の利用を可能とすることで、住民票の写しの提出を不要とすること等を求める提案。
- この提案について、内閣府において、豊田市と神戸市に加え、総務省とも意見交換を行い、この際、分野横断的に見直しを行ってはどうかと考えているところ。
- このため、総務省及び内閣府において、各提案の中で示された具体例(更生保護法、河川法及び道路運送法に基づく事務)に限らず、住基ネットの利用が想定される事務について、各府省等に対して次のとおり調査を行う。

<調査時期> 令和6年6月下旬～8月

### 1. 各府省向け調査

調査対象: 全府省

調査内容: 法制度上の事務で住基ネットの利用が想定されるもの(住民票の写しを必要とする手続、公用請求による最新住所調査等)



### 2. 自治体向け調査

調査対象: 都道府県及び指定都市

調査内容: 上記1で回答のあった事務等に係る住基ネットの利用ニーズ

※ 関係府省からの第1次ヒアリングにおいては、各提案に例として記載されている事務を対象として、関係府省からヒアリングを実施することとしたい。



# 6 三層分離の廃止（セキュリティ対策と利便性の両立）

## Ⅲ 2030年頃の国・地方ネットワークの将来像

### 2030年の姿

- ・国民・住民に、**国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能**
- ・**国・地方のネットワーク基盤の共用化**が行われ、**ネットワークの効率性が向上**
- ・国・地方の職員が、**セキュリティを確保しつつ、一人一台のPCで効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能**

### シンプルかつ柔軟なネットワーク

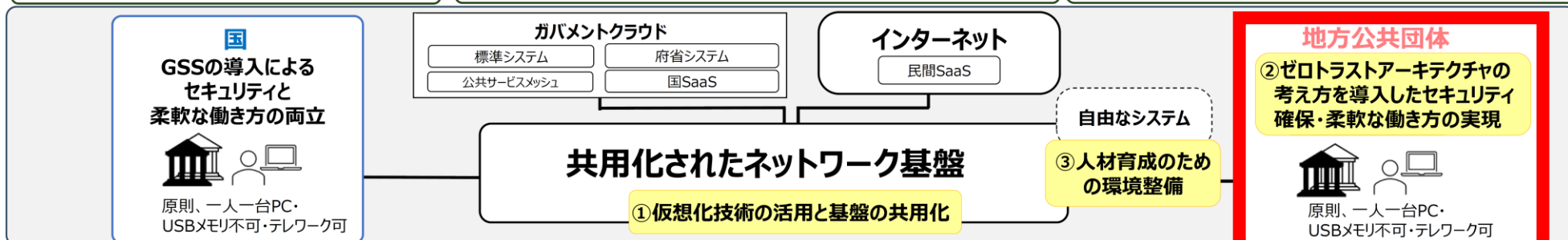
- ・**仮想化ネットワーク技術の活用**により、**シンプルかつ柔軟なネットワークを構築**

### 災害時のレジリエンスの確保

- ・大規模災害等にも対応し得る**強靭性・冗長性を確保**  
(例：地上回線+衛星回線の活用、国と地方ネットワークの相互運用等)

### セキュリティの確保と利便性の向上

- ・強固なセキュリティ・柔軟なサービス構成には、**「ゼロトラストアーキテクチャ」の考え方が有効**



### ① 仮想化技術の活用と基盤の共用化

- ・国は、冗長化された共用可能な回線等を全国に整備し、仮想化技術を用い、柔軟で可用性の高い論理ネットワークを効果的・効率的に整備
- ・国・地方での平時のコスト効率向上、レジリエンスの確保、地方の負担軽減のため、仮想化技術を活用しつつ、**国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化**を検討(※)

(※) GSSが国の地方機関向けに全国に整備しているネットワークや拠点について、国・地方のネットワーク基盤としての活用を検討。その際、新技術（Beyond5G等）の活用や費用負担の在り方等も検討

### ② ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入

- ・国は、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入したGSSに、原則移行し、柔軟な働き方とセキュリティの両立を実現。ユーザー数増加に対応するため、保守・運用体制を強化
- ・地方のネットワーク上のシステムについて、**デジタル庁・総務省が調査・分析・検証を実施**(※)した上で、**ゼロトラストアーキテクチャの考え方に基づきセキュリティを強化**

(※) ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に当たって必要な要件等の整理、概念実証（PoC）による技術面、運用管理体制面、コスト面等に係る課題の洗い出しとその解決策の検討などを実施予定

### ③ 人材育成のための環境整備

- ・行政職員による基礎的なデジタル能力の修得、システムの構築・運用に必要な技術研鑽、官民の技術者・研究者との交流、革新的技術の創出等を実現できる、人材育成環境としての**「自由なシステム」**(※)を整備

(※) 行政人材によって自律的に発達するデジタル人材育成サイクルを支える仕組みや実験用ネットワーク等。他のデジタル人材に係る施策とも連携して官民人材を発掘・育成

- ・LGWANが担っている重要情報のやり取りを行う機能(※)の在り方は引き続き検討 (※)マイナンバー制度による情報連携、J-アラート等
- ・地方の強固なセキュリティ・さらなる利便性向上に向け、J-LIS・IPAによる共同研究・実証実験を推進
- ・ガバメントクラウド上のデータの保護のため、より一層低コストかつ安全な方法について、暗号技術を含む多角的な観点からの調査研究を実施

### 今後の進め方

- ・本報告書について、地方の意見を丁寧に伺った上で、**可能なものから速やかに上記実証等を実施**
- ・標準化に取り組む地方の負担やネットワーク更改時期等を考慮した上で、新たなネットワークへの移行は、**分散・段階的に実施**

# 6 三層分離の廃止（セキュリティ対策と利便性の両立）

## 河野デジタル大臣記者会見要旨（R6.5.31）【抜粋】

国と地方における行政ネットワーク、特に自治体ネットワークにおける「**三層の対策**」に関連するお知らせをしたいと思います。

デジタル庁で、「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」を昨年9月に設置いたしました。総務省や自治体の協力を得ながら、**行政ネットワークの将来像の検討**を進めてきて、報告書を本日この後、デジタル庁のウェブサイト公表します。

報告書では、2030年頃の国・地方の行政ネットワークの将来像ということで、国・地方がそれぞれ独自に整備してきた行政ネットワークについて、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備する**ネットワーク基盤を共用化**して、平時のコスト効率を上げるあるいは災害時の強靱性を確保することが必要とされております。

また、自治体のセキュリティ対策は、これまで**境界型防御に依拠した三層の対策**によってセキュリティを確保していましたが、物理的に分けた複数のPCでの業務、あるいはその間をUSBでデータの移動を行うなどの必要がありました。今後は、この**三層の対策をやめて**、国において既に導入を始めている省庁共通のネットワーク環境であります、GSS（ガバメントソリューションサービス）を参考に、**ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入**し、セキュリティを確保することとしております。

これによって、**USBメモリを利用せず、一人一台のPCで、効率的に業務あるいはテレワーク**することができるようになります。

# 7 柔軟な働き方への対応（テレワークの取組等）

## 在宅勤務制度

**POINT 01** 仕事と生活の調和を図り、柔軟で多様な働き方を推進する観点から、適切な運用のもと、さらなる定着に向けて各所属において積極的に在宅勤務を活用

**POINT 02** 最大週4日、原則1日又は半日単位で、自宅において勤務を許可  
(現行の勤務時間・休憩時間を適用し、時間外勤務は原則不可)



### 【出勤削減の状況（ピーク時）】

区分	R2.4.14~5.21	5.22~5.31
	緊急事態措置期間	解除後
本 庁	△65.8%	△47.8%
地方機関	△54.3%	△39.6%
合 計	△57.5%	△42.0%

### 【これまでの経緯】

- ・平成27年8月 開始（中学校就学の始期に達するまでの子を養育する本庁の職員）
- ・平成30年4月 全ての常勤職員を対象に試行的実施
- ・令和2年4月 全職員を対象に本格実施  
⇒新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、在宅勤務の活用等による出勤削減の取組を推進

# 7 柔軟な働き方への対応（テレワークの取組等）

## 県庁舎以外での働き方 サテライトオフィス スポットオフィス勤務制度

**POINT 01** 職員の在宅勤務増加に伴い、**県内20課箇所でサテライトオフィスを実施。**



西宮庁舎のサテライトオフィス

### 対象施設の例

本庁	宝塚総合庁舎	西播磨総合庁舎
新長田総合庁舎	加古川総合庁舎	豊岡職員福利センター
神戸高等技術専門学院	社総合庁舎	柏原総合庁舎
西宮庁舎	姫路総合庁舎	洲本総合庁舎 e t c..

**POINT 02** 一人ひとりのライフスタイルや希望に基づき、**庁外の対象施設での勤務を認める「スポットオフィス勤務制度」を試行**



起業プラザひょうごのワーキングスペース

### 対象施設（R5. 4時点）

施設名	住所	営業時間	利用料金
起業プラザひょうご	神戸市中央区浪花町	9～22時	550円/時 または 1,650/日
起業プラザひょうご姫路	姫路市本町	9～21時	550円/時 または 1,100/日
丹波の森公苑 里山スクエア	丹波市柏原町柏原	9～17時	300円/時

# 8 スケジュール

- マイナンバー及び住基ネットの利用拡大について、国が、夏ごろまでに利用事務の調査を進め、来年の通常国会に改正法案を提出予定
- 国家資格等へのマイナンバー活用について、R6年度の利用開始に向けて県関係課と調整中
- 三層分離の廃止や県庁舎の移転など本人確認情報等提供方法のあり方等に影響が生じるハード整備について、今後のスケジュールを注視しながら関係課と調整予定
- 本人確認情報提供事務を取り巻く環境が大きく変化する中、県本人確認情報等保護審議会にそれぞれの進捗状況等を随時報告

区 分	R6 (2024)			R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
	上 期 (4~7月)	中 期 (8~11月)	下 期 (12~3月)			
社会保障制度以外へのマイナンバー利用拡大	利用可能調査	調査結果の精査・改正法案の作成	国会審議			
住基ネットの利用拡大	省庁・自治体調査	調査結果の精査・改正法案の作成	国会審議			
国家資格等へのマイナンバー活用	関係課等との調整・システム環境整備等			住基ネットとの連携・運用		
三層分離の廃止	2030年頃を目途					
県庁舎の移転	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>3号館</p> <p>退去</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>仮移転先への入居</p> <p>1・2号館</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>退去</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>解体</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>改修工事</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>3号館・県公館等への入居</p> </div> </div>					